

鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務選定実施要領

1 総則

鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借に係る受託候補者を選定するため、選定方法など必要な事項について、この要領に定める。

2 評価基準及び配点

別表「鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務評価基準表」（以下「評価基準表」という。）のとおり

3 選定方法

(1) 参加資格審査

ア 参加資格審査として、参加表明書等の記載内容に関し、審査を行い、参加資格審査通過者を選定する。

イ 参加資格審査通過者が 1 者の場合でも、プロポーザルは継続する。

ウ 参加資格審査通過者については、企画提案者として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

受託候補者の選定は、見積書、企画提案書類等、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次のとおり行う。

ア 「評価基準表 1(2) プレゼンテーション及びヒアリング」の項目を審査委員 5 人が審査し、1 人当たり 140 点満点で採点する。

イ 各評価項目を、1～5 点までの段階評価で評価する。

ウ 各採点表を集計し、プレゼンテーション及びヒアリングの総合点が高い順に、町長が本件の受託候補者 1 者、次順位者 1 者を特定する。

エ 総合点が最も高い企画提案者が 2 者以上ある場合は、「LED 導入による効果点」が高い企画提案者を受託候補者として選定する。「LED 導入による効果点」も同点の場合は「価格点」の高い者を受託候補者とし、さらに価格点が高点の場合には、くじ引きにより、受託候補者を特定する。

オ 受託候補者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位の者と契約締結交渉を行うものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者に書面にて審査結果を通知するとともに、2 次審査を行った企画提案者数及び名称、並びに審査の評価点については、契約締結後に、鳩山町ホームページで公表する。ただし、審査の評価点については、受託候補者のみ公表する。

別表

鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務評価基準表

1 評価項目

(1) 参加資格審査

鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務公募型プロポーザル実施要領「2 参加条件」によるものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

No.	評価項目		評価の着眼点	配点	評価係数	評価点
1	LED 導入による効果	消費電力量・電気料金等の削減効果	消費電力量・電気料金の経費削減効果が優れていること。	5	×3	15
		二酸化炭素排出量	LED の導入により、二酸化炭素排出量の削減効果が十分に見込めること。	5	×3	15
2	使用機器等	使用機器の選定	仕様書に明記した使用機器に関する提案が優れていること。	5	×2	10
3	施工	施工における安全管理	居ながら施工の方法等、安全性に十分配慮し、期限までに確実に工事を完了させる施工体制であること。	5	×2	10
4	維持管理	維持管理体制	修繕等の体制が万全であること。	5	×2	10
5	実績	施工実績	事業実績が豊富であり、適切に契約を履行していること。	5	×2	10
6	保証内容	保証内容及びサポート体制	・照明器具の保証内容及びサポート体制が具体的であること。	5	×2	10
7	本業務への取組意欲	独自提案等	・創意工夫された提案であり、本町にとって有益であるか。 ・プレゼンテーションの説明が明確で、質問に対する回答は的確か。	5	×2	10
8	価格	見積額	賃貸借費用が安価なこと。	5	×10	50
プレゼンテーション及びヒアリング合計評価点						140

2 評価基準

(1) 参加資格審査

参加条件に該当していることの確認並びに提出された「同種事業実績調書」に基づき、審査を行い、参加資格審査通過者を選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

各評価項目の配点は1～5点(価格については、10点とする。)までの5段階で評価する。

ア 非常に優れた提案である場合には、「5点」とする。

イ 優れた提案である場合には、「4点」とする。

ウ 標準的である場合には、「3点」とする。

エ やや物足りない提案である場合には、「2点」とする。

オ 特に物足りない提案である場合には、「1点」とする。

(3) 各項目には「評価係数」を設けることとし、各項目の評価点を次のように算出する。

評価点=配点×評価係数